

農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第46号**

農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金の交付基準を定める規則（昭和60年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（交付基準）</p> <p>第2条 交付金の市町村への交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） 交付金の総額の2割5分は、直近に公表された<u>農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第1条の調査</u>による経営耕地面積規模別農家数中の各市町村の総農家数に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（3） 交付金の総額の2割5分は、<u>前号に規定する調査</u>による経営耕地中の各市町村の経営耕地総面積に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（4）略</p>	<p>（交付基準）</p> <p>第2条 交付金の市町村への交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） 交付金の総額の2割5分は、直近に公表された<u>統計法（昭和22年法律第18号）第2条の規定に基づく指定統計第26号</u>による経営耕地面積規模別農家数中の各市町村の総農家数に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（3） 交付金の総額の2割5分は、<u>前号の指定統計第26号</u>による経営耕地中の各市町村の経営耕地総面積に応じて各市町村に配分すること。</p> <p>（4）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。